

塩尻市『避難行動要支援者名簿』及び『わたしの避難計画シート』の作成を推進しています

災害への備え

塩尻市では、災害時に迅速な避難支援や安否確認を行うため、支援が必要な方を事前に把握する『避難行動要支援者名簿』を整備しています。これに加え、あなた自身や避難時に必要な情報をまとめた『わたしの避難計画シート(個別避難計画)』の作成を推進しています。名簿の登録対象となる方のうち、シートを作成して市へ提出した方については、平常時から地域の避難支援等関係者に情報を共有し、緊急時の対応を円滑にする準備や日頃からの顔の見える関係づくりに役立てます。

名簿の登録対象（以下の要件に該当し、在宅で生活している方）

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1・2級（第1種）を所持している方
※視覚・聴覚・肢体不自由（下肢・移動・体幹）に限る
- (3) 療育手帳A1・A2を所持している方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- (5) 指定難病患者のうち人工呼吸器を使用している方
- (6) 小児慢性特定疾病児童等のうち重症患者認定を受けている方
- (7) 避難に不安があり、平常時から地域の支援者へ情報共有を希望する方



名簿情報の活用と手続きの流れ

ご本人の希望によって、情報の活用や手続きの方法が異なります。

上記の名簿要件(1)～(6)に該当する方



対象となる方へ市から個別にご案内をお送りします
ご案内に同封する『わたしの避難計画シート』を
ご家族や身近な方と一緒に作成してみましょう

平常時の情報共有は
希望しない場合

市への提出は不要です
シートはご自身で管理し
災害に備えましょう



平常時から
情報共有を希望する場合

作成した
『わたしの避難計画シート』を
市に提出してください

平常時から地域の避難支援等関係者(※)に情報を共有し
支援が必要な方の把握や防災訓練など災害への備えに活用します
※自主防災組織(自治会)、市社会福祉協議会、民生児童委員、消防団、警察署 等

災害が発生した場合／避難支援や安否確認のために名簿情報を活用します

要件(7)に該当する方



次の条件を満たしているか確認ください

- ☐ 在宅で生活をしている
(施設入所中や長期入院中の方は対象外です)
- ☐ 自力または家族のサポートだけでは避難をすることが難しい
- ☐ 平常時から「氏名・住所などの名簿情報」を地域の支援者に共有することに同意する

条件 **全て** に当てはまる

個別のご案内はありません
ご自身(または代理人)で
『わたしの避難計画シート』を
作成し、市へ提出してください

当てはまらない

名簿の登録対象では
ありません

※市への登録の対象ではありませんが、災害の備えとして『わたしの避難計画シート』を作成し、家族や身近な方と共有しておきましょう。



※情報共有に同意しない場合でも、災害発生時は人命救助を最優先とし、情報を共有して支援を図ることがあります。(災害対策基本法に基づく)

『わたしの避難計画シート（個別避難計画）』の作成と提出について

『わたしの避難計画シート』は、ご自身の情報や災害発生時の避難場所、緊急連絡先等を整理し、必要な方と共有するためのシートです。「どこに避難するか」「誰にどんな支援をお願いしたいか」などを、あらかじめご家族や地域の支援者と共有しておくことが、大きな安心につながります。

～手続きの流れ～

1. シートを取得	地域共生推進課の窓口または市のホームページから取得できます。
2. 記入	記入したシートは、ご自身でいつでも見返すことができるようにコピーをとり、手元にも保管しておきましょう。
3. 提出	地域共生推進課（保健福祉センター1階）窓口へ直接提出してください。 ご本人の提出が難しい場合は、代理の方でも提出いただけます。

※シートを提出された方は、平常時から地域の避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員等）へ名簿情報が共有されます。顔の見える関係づくりを進めるため、ご本人の同意が必須となります。



よくある質問 Q&A

Q どのような情報が、誰に共有されますか？

A 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・緊急連絡先・避難支援が必要な理由など、『わたしの避難計画シート』にご自身でご記入いただいた内容を自主防災組織(自治会)、民生児童委員、市社会福祉協議会、消防団、警察署等に共有します。

Q 介護施設に入所していますが、対象になりますか？

A 施設入所中や、長期入院中の方は原則対象外となります。これは、施設側の避難計画等に基づいて安全確保が行われるためです。

Q 代筆で『わたしの避難計画シート』を記入、提出しても良いですか？

A はい。ご本人のご記入が難しい場合は、ご家族や支援者等による代筆も可能です。
ただし、個人情報を避難支援等関係者へ共有することをご確認ください。

Q 情報が洩れることはないですか？

A 避難支援等関係者には災害対策基本法により守秘義務が課せられています。情報は、災害時の支援を目的とした範囲内でのみ活用します。

Q 名簿に登録されると、災害時に必ず助けてもらえるのですか？

A 本制度は避難支援体制を整えるためのものであり、災害時の支援を確約するものではありません。この仕組みは地域の皆様の「助け合い」によって成り立つものであり、避難支援等関係者が法的な義務や責任を負うものではないことをご理解ください。災害時には、まずは「自ら身を守る備え(自助)」を基本としつつ、日頃からの地域の連携(共助)が重要となります。

●問い合わせ●

塩尻市役所地域共生推進課地域福祉係

塩尻市保健福祉センター1階 TEL: 0263 - 52 - 7315 (直通)